

治療を受けながら

働き続けることができます！

～がん、糖尿病などになっても、治療をしながら働くように取り組んでみませんか～

◎ 病気と仕事のことで、一人で悩みを抱えていませんか？

がんと診断されたけど、仕事を続けたい・・・

治療と仕事を両立できるか不安・・・

病気のことを会社にうまく伝えられるだろうか・・・

これからの働き方を誰に相談すればいいのか分からぬ

治療に合わせた**短時間勤務や休暇**の取得が難しい

職場の**理解・協力**が得られるか不安・・・



◎ 「治療と職業生活の両立支援」を考えましょう



最近は、治療技術の進歩等により、**治療をしながら仕事を続ける**人がたくさんいます。でも、実際に自分ひとりで取り組もうとすると難しいことが多いですね。

一緒に解決方法を考えていきましょう。

◎ 治療と職業生活が両立できれば・・・

事業者のメリット

- ✓ 従業員の「健康確保」の推進
- ✓ 継続的な人材確保
- ✓ 従業員のモチベーションの向上による**人材の定着・生産性の向上**
- ✓ 「健康経営」の実現
- ✓ 多様な人材の活用による**組織や事業の活性化**

従業員のメリット

- ✓ 治療に関する配慮が行われることによる**病気の増悪の防止**
- ✓ 治療を受けながらの**仕事の継続**
- ✓ 安心感やモチベーションの向上
- ✓ 収入を得ること
- ✓ 働くことによる**生きがいの保持**

患者（労働者本人）が知つておきたいことなど

- 対象は、がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病、肝疾患、若年性認知症、不妊治療、難病などの反復・継続して治療が必要となる疾病です。
(短期で治癒する疾病は除きます。)
- 本人が、主治医の指示等に基づき、治療を受けること、服薬すること、適切な生活習慣を守ること等、治療や疾病的増悪防止に適切に取り組むことが重要です。
- 治療と職業生活の両立支援は、私傷病に関わるものなので、事業場においては、**本人から事業者に対し、支援を求める申出を行うこと**から始まります。
- 産業医、主治医、医療ソーシャルワーカー、看護師等や、産業保健総合支援センターなどと連携して支援を受けることもできます。連携に当たっては、本人の同意を得た上で、支援のために必要な情報は共有します。

具体的な両立支援の進め方



- ① 両立支援を必要とする患者（労働者）が、支援に必要な情報（※）とともに、**事業者に両立支援を申出する。**
※ 症状・治療の状況、就業継続の可否、就業上の措置などです。
- ② 事業者が、主治医及び産業医等に意見を聞いて、**就業継続の可否を判断する。**
- ③ 事業者が産業医や保健師・看護師等と連携し、両立支援プラン、職場復帰支援プランを策定し、これらに基づく**就業上の措置や配慮を行う。**
※事業主、人事労務担当者、産業医、衛生管理者（労働者数50人以上）、衛生推進者（同10人以上50人未満）等の産業保健スタッフがそれぞれの立場で連携することが重要です。
- ④ 患者（労働者）の長期休業が必要な場合は、休業前の対応、休業中のフォローアップ及び円滑な職場復帰を実施する。

両立支援に効果的な休暇・勤務制度の例

（事業主や上司等の協力が必要です）

- 時間単位の年次有給休暇（労使協定を結べば5日まで時間単位の付与が可能です）
- 病気休暇（休職までに至らない期間の療養に効果的）
- 時差出勤制度（混雑する時間帯を避けて通勤することができます）
- 短時間勤務制度（フルタイム勤務が難しい場合に有効です）

